

Co-innovating tomorrow



働けなくなった時の収入補償(GLTD保険)

団体長期障害所得補償保険(Group Long Term Disability)(精神障害補償特約・天災危険補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約セット)

就業障害時の収入を 補償する保険制度です

YOKOGAWAグループの皆さまへ

YOKOGAWAグループでは、社員の健康に関する取り組みを加速していくため、2016年9月に健康経営の基本方針として「健康宣言」を制定しました。

〔健康宣言〕

YOKOGAWAは、心身の健康の維持・増進に自ら努める社員を支援し、いきいきと活力のある職場を作り、より豊かな人間社会の実現に貢献できる会社を目指します。

それでも万一、「病気やケガで長い間働けなくなって会社から給料がなくなってしまい、それまでの生活が保てなくなってしまう」そのようなことはなかなか想像しづらいことですが、いざ起きてしまったら大変です。

治療費や生活費に悩まされることがないよう、安心して仕事に取り組める環境が必要だと考え、2021年4月に社員全員を対象としたGLTD保険の会社補償部分を 導入しました。

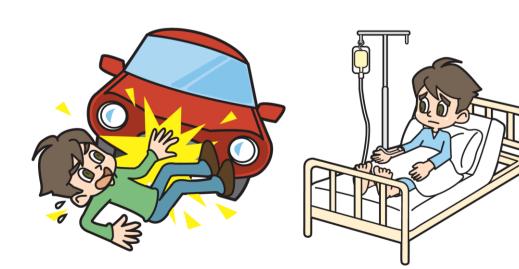
また、2022年4月からは、この会社補償部分に加え、個人負担で補償額を上乗せできる「任意加入型補償額上乗せプラン」を用意しました。

社員の皆さまはもちろん、大切な家族を守る制度として、ぜひ積極的にご活用ください。

横河電機株式会社

人財総務本部長 松井 幹雄

もし、交通事故で働くことができなくなったら・・・ もし、重い病気で長期間休職することになったら・・・



そんなとき、GLTD保険があれば 一定の所得が補償されます! GLTD保険は、これまでの保険では十分に補償されなかった、病気やケガで長期間仕事ができない期間の所得補償を行う保険です。

死亡保険
死亡した場合

入院保険

GLTD保険 団体長期障害 所得補償保険

がん保険がんで入院・治療

傷害保険 ケガで入院・治療

GLTD保険の特長

●病気・ケガともに補償

業務中・業務外、国内・国外を問わず病気やケガが原因で就業障害になった場合に補償されます。

●最長60才まで補償

病気やケガにより、免責期間を超えても仕事ができない状態が 続いている場合に最長で60才まで所得を補償します 所得の心配なく 治療に専念できて安心・・・



YOKOGAWAグループ。団体長期障害所得補償保険(GLTD保険)



●最長60才まで補償

GLTD保険の特長

- ●病気・ケガともに補償
- ●割安な保険料(団体割引25%)
- ●生命保険料控除の対象
- ●保険金は非課税

働けなくなった場合の収入イメージ+GLTD保険(会社補償部分) 傷病時に所得が大幅に減少しても発生する支出 ●住宅ローン●オートローン●教育費●生活費等 など・・・ 会社補償部分保険金お支払い対象外期間(免責期間):970日 健康保険組合補償部分 標準報酬月額 **の11/60** 有 健康保険 を補 延長傷病 給 補償がありません 手当金 健康保険 手当 康時の所得 病気やケガのときに 付加金 傷病手当金 失う所得 基本給 の 80% 標準報酬月額 標準報酬 02/3 月額の 60% め 85% 最大 最長18か月 最長12か月 36か月 休職期間最長22か月~36か月 ※原籍会社の規定により異なります 標準報酬月額の15%を補償 会社補償部分 最長60才まで 就業障害発生 補償開始

会社補償部分 (全員対象)

GLTD加入のオススメ動画(GLTDはこんな保険です)

傷病による休職が長期化し、健康保険組合の傷病手当金・延長傷病手当金の 受給終了後も職場に復帰できない状態の場合、60才まで補償します。

■ 上記の例の場合、受取れる補償額は・・・

(任意加入型補償額上乗せプラン) 〈受取れる補償額と月額保険料例〉 上乗せプランは以下の3種類 試算条件 保険金お支払い対象外期間 あなたとご家族が1か月生活するのに必要な ●40才 男件 (免責期間):1,155日 収入に合わせてプランを選択ください ●標準報酬月額 36万円の場合 ※所得喪失率100% 公的給付控除ないの場合 おすすめプラン PLAN 受取れる 加入した場合の 標準報酬月額の 3 補償額 月額保険料 65%上乗せプラン 23.4 万円 **2,049** \bowtie (会社補償部分と合わせ80%を補償) 型補償 病気やケガのときに 受取れる 加入した場合の 失う所得 2 標準報酬月額の 補償額 月額保険料 45%上乗せプラン **1,225** _円 16.2 万円 (会社補償部分と合わせ60%を補償) 加入した場合の 標準報酬月額の 1 補償額 月額保険料 25%上乗せプラン 9.0 万円 **645** _⊢ (会社補償部分と合わせ40%を補償) 受取れる 標準報酬月額の15%を補償 会社補償部分 5.4 万円 補償額 最長60才まで -任意加入型補償部分 就業障害発生

65%上乗せプランを選択いただければ、会社補償部分と合わせて80%補償!

65%上乗せ補償分

23.4 万円

28.8 元

会社補償15%分

5.4 万円

お申込み方法

【WEB申込み】

WEB申込みログイン方法

以下のURLもしくは二次元コート、を読み込んでアクセスしてください。

https://aioinissaydowa-ej.jp/

でログイン方法を確認



□グイン後、 パンフレット等を参照



次年度(2025年補償開始分)の募集は、 2025年1月中旬ごろより開始します。

募集期間:1月22日(月)~2月16日(金)

お問合わせ先:横河商事株式会社 リスクコンサルティング事業本部

TEL:0422-52-5721

詳しくは下記コードより、重要事項のご説明・お支払いする保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内および団体長期障害所得 補償保険サービスガイドをご確認ください。下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明



お支払いする 保険金のご説明



健康状態告知 についてのご案内



団体長期障害所得補償 保険サービスガイド



「WEB申込み方法チラシ」

- **1**0

■保険期間(ご契約期間)

认

■曲

格: YOKOGAWAグループの従業員のうち2024年4月1日時点の

満年令が59才以下の告知日時点で正常に勤務されている方

(各労働法規に定める理由による休職者を含みます)。

■由 込 法:(WEB)専用申込サイトからお申込ください。

(加入申込票) 社内便(ロケーション: M24-1) にて「横河商事

株式会社 リスクコンサルティング事業本部 |宛にご返送ください。

■保 険 料 払 込 方 法:2024年6月給与より控除開始(月払)

※下記の方は、口座振替での払込となります。

YHO:パートナー社員と専門社員、YMG:準社員、

YFD:特定社員

お申込み締切日・保険期間などご留意点

: 2024年4月1日午後4時から1年間

日:2024年2月16日(金)

GLTD保険の特長(補足)

- ●病気・ケガともに補償:業務中・業務外、国内・国外を問わず病気やケガが原因で就業障害になった場合に補償されます。
- ●割安な保険料:団体割引25%を適用していますので、個人でご加入されるよりも割安な保険料です。
- ●最長60才まで補償:病気やケガにより、保険金お支払い対象外期間(免責期間)を超えても仕事ができない状態が続いている場合に 最長で60才まで所得を補償します。
- ●生命保険料控除の対象:お支払いいただく保険料については、生命保険料控除の対象になります。
- ●保険金は非課税です。
- ●健康保険の傷病手当金等公的給付(※1)を受給している場合には、保険金は調整して支払われます。 (※1) 公的給付とは障害によって「健康保険」「政府労災保険」「厚生年金」等から給付されるものです。
- ●「精神障害補償特約」「天災危険補償特約」「妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)」をセットしています。
- ●精神障害による就業障害の場合には、てん補期間は最長2年間となります。
- ●妊娠に伴う身体障害補償特約がセットされている団体契約のため、女性は「妊娠特約あり」、男性は「妊娠特約なし」」となり、 それ以外はご選択いただけません。
- ●てん補期間は満60才の誕生日の属する月の末日までとします。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間 満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。
- ●補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
- ◆ このパンフレットは、概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明 lをご覧ください。 また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- ◆ この保険は、横河電機株式会社を保険契約者とし、YOKOGAWAグループの従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。 団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)・保険証券は保険契約者(横河電機株式会社)に交付されます。
- ◆ この保険は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。
- ◆ 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項またはWEB上の入力事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 他の保険会社において団体長期障害所得補償保険(定額型)に加入されている場合は、重複での加入はできませんのであらかじめご了承ください。
- ◆ ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、継続時の年令が満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年令および保険料率等によって計算されます。 (ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ◆ 保険料は加入申込票またはWEBシステムにてご確認ください。当保険料は被保険者数5,000名以上10,000名未満、団体割引25%適用でご加入いただいた場合の保険料です。なお、募集後のご加入実績(加入率、被保険者数、保険金額)により保険料が変更となることがあります。

取扱代理店:横河商事株式会社 リスクコンサルティング事業本部

〒180-0006

東京都武蔵野市中町1-20-8 大樹牛命三鷹ビル3階 TEL:0422-52-5721 FAX:0422-52-5782 E-Mail: hoken@ml.jp.yokogawa.com

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事:分担割合 95%)

◆ 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入またはWEB上で入力していただきます。正しく記入・入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

〒103-8250 東京都中央区日本橋3丁目5番19号 TEL:050-3460-1058 FAX:03-6748-7845 日本生命保険相互会社(非幹事:分担割合5%)

(2023年12月承認) A23-103098

東京企業営業第二部 営業第一課